

# ペットフード製造業者・輸入業者・販売業者のみなさまへ

ペットフード安全法では、以下の成分規格が設定されています。  
これらの物質は、上限値を超えてペットフードに含まれてはいけません。

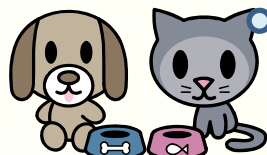
分類	物質等	上限値(μg/g)
かび毒	アフラトキシンB <sub>1</sub>	0.02
	デオキシニバレノール	2(犬用), 1(猫用)
重金属等	カドミウム	1
	鉛	3
	砒素	15
有機塩素系化合物	BHC	0.01(α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの合計量)
	DDT	0.1(DDD及びDDEを含む。)
	アルドリン・ディルドリン	0.01(合計量)
	エンドリン	0.01
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01(合計量)
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150(合計量) 犬用にあつては、エトキシキン75μg/g以下
	亜硝酸ナトリウム(注)	100
その他	メラミン(注)	2.5

(注)は、愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の改正6ヶ月後(平成27年2月20日)から適用。

この他、製造方法の基準、表示の基準、帳簿の備付け等も遵守してください。  
農水省のホームページにマニュアルやQ&Aを掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>  
「ペットフードの安全関係」で検索

平成26年8月版



【お問い合わせは最寄の農政局へ】

北海道農政事務所 011-642-5463 東北農政局 022-221-6097 関東農政局 048-740-5065  
北陸農政局 076-232-4106 東海農政局 052-223-4670 近畿農政局 075-414-9000  
中国四国農政局 086-227-4302 九州農政局 096-211-9255 内閣府沖縄総合事務局 098-866-1672